



目 次	ページ
規 則	
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○保安林の指定予定の通知 (治山林道課)	1
○公有水面埋立ての免許の出願 (漁港漁場課)	1
○道路の区域変更 (道 路 課)	2
○道路の供用開始 (")	2
公 告	
○土地改良区の解散の認可 (農業基盤課)	2
○土地改良区の清算人の就職 (")	2
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	2
高知県選挙管理委員会告示	
○高知県議会議員土佐清水市選挙区の補欠選挙を行うべき事由の発生 (12・4 揭示)	2
○土佐清水市の区域において直接請求及び解職請求のための署名を求められない期間 (")	2
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (12・5 揭示)	2
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 (")	2
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (")	2
入札公告	
○一般競争入札（ボディスキナーの購入）の公告 (交通運輸政策課)	3

規 則

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年12月19日
高知県知事 濱田 省司
高知県規則第90号

高知県会計規則の一部を改正する規則
高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。
第44条第1項ただし書中「及び第18節」を削り、「100万円」を「200万円」に、「第15節から第17節まで」を「第15節から第18節まで」に改める。
附 則
この規則は、令和8年1月1日から施行する。

告 示

高知県告示第756号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和7年12月19日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
高知市土佐山高川字川奈路338の3、字菊渡瀬350の2
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字川奈路338の3・字菊渡瀬350の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第757号
公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により公有水面の埋立てについて免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定によりその要領を次のとおり告示する。
なお、その関係書面及び関係図書は、この告示の日から起算して3週間高知県水産振興部漁港漁場課及び高知県幡多土木事務所宿毛事務所に備え置いて縦覧に供する。
令和7年12月19日

- 高知県知事 濱田 省司
- 公有水面埋立免許出願者の住所及び氏名又は名称
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県（高知県知事 濱田 省司）
 - 埋立区域
 - 位置
宿毛市沖の島町弘瀬字弘瀬332番地先の公有水面
 - 区域
次に掲げる点1から点5までを順次に直線で結んだ線、点5と点6とを結ぶ平成24年3月19日付け高知県指令23高漁港第413号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（DLプラス2.10メートル）及び点6と点1とを直線で結んだ線により囲まれた区域
点1 沖の島漁港（弘瀬）漁港原点（北緯32度42分47秒・東経132度33分00秒）から12度40分11秒101.62メートルの地点
点2 点1から316度43分54秒4.29メートルの地点
点3 点2から311度54分26秒2.16メートルの地点
点4 点3から35度57分17秒22.19メートルの地点
点5 点4から125度57分29秒6.37メートルの地点
点6 点5から215度57分29秒22.95メートルの地点
 - 面積
144.14平方メートル
 - 埋立てに関する工事の施行区域
 - 位置
宿毛市沖の島町弘瀬字弘瀬332番地先の公有水面
 - 区域
次の各点を順次に直線で結んだ線及び点Kと点Aとを直線で結んだ線により囲まれた区域
点A 沖の島漁港（弘瀬）漁港原点（北緯32度42分47秒・東経132度33分00秒）から11度07分03秒39.56メートルの地点
点B 点Aから311度17分17秒152.06メートルの地点
点C 点Bから35度57分17秒101.78メートルの地点
点D 点Cから125度57分17秒59.84メートルの地点
点E 点Dから173度23分29秒39.04メートルの地点
点F 点Eから116度28分56秒38.12メートルの地点
点G 点Fから132度46分40秒23.39メートルの地点
点H 点Gから176度27分50秒20.60メートルの地点
点I 点Hから185度08分29秒4.69メートルの地点
点J 点Iから203度23分38秒6.12メートルの地点
点K 点Jから222度22分54秒6.18メートルの地点
 - 面積
15,039.72平方メートル
 - 埋立地の用途

漁船保管施設用地及び船揚場
5 出願年月日
令和7年10月10日

高知県告示第758号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、
道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和7年12月19日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和7年12月19日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 萩中須崎
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町貝ノ川 床鍋字西樫折1402番	前	4.7 }	10
	後	4.9 }	10
		13.3 }	10
		16.7 }	10

高知県告示第759号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、
道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、令和7年12月19日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和7年12月19日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 萩中須崎
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡津野町貝ノ川床鍋字 西樫折1402番	10	令和7年12月19 日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定によ
り、中村市東中筋土地改良区の解散を令和7年12月9日に認可し
た。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日
の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟にお
いて高知県を代表する者は、高知県知事となる。)、当該認可の
取消しの訴えを提起することができる。

令和7年12月19日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準
用する同法第18条第18項の規定により、本山町木能津マカワ土地
改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

令和7年12月19日

高知県知事 濱田 省司

氏 名 住 所
杉本 嘉彦 長岡郡本山町助藤49番地

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改
正する規程を次のように定める。

令和7年12月19日

高知県公営企業局長 澤田 昌宏

高知県公営企業局管理規程第11号

**高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一
部を改正する規程**

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年
高知県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「定める特別な」を「別に定める特別な」に改
め、同条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同
項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項に規定する業務に従事するため、公営企業局長が別に定
める要件に該当する待機を行った職員に対しては、その待機1
回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額
の夜間看護等手当を支給する。

- (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 2,150円
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員 1,000円

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第77号

令和7年12月4日高知県議会議長から同議会議員に欠員が生じ
た旨の通知があったことに伴い、公職選挙法(昭和25年法律第
100号)第113条第1項第5号の規定により、高知県議会議員の補
欠選挙を土佐清水市選挙区において行うべき事由が生じた。

令和7年12月4日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第78号

高知県議会議員について、公職選挙法(昭和25年法律第100
号)の規定による補欠選挙が土佐清水市選挙区において執行され
ることとなったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条
第7項(同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81
条第2項及び第86条第4項(地方教育行政の組織及び運営に関す
る法律(昭和31年法律第162号)第8条第2項において準用する
場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定により、
令和7年12月5日から高知県議会議員補欠選挙の期日までの間、
土佐清水市の区域においては、地方自治法第5章の規定に基づ
く直接請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条
の規定に基づく解職請求のための署名を求めることができない。

令和7年12月4日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第79号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づ
く高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規
定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50
分の1の数は、11,337人である。

令和7年12月5日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第80号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項の規定に基づ
く高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高
知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知
県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解
職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和
31年法律第162号)第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員
会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者
の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万
に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、161,140人であ
る。

令和7年12月5日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第81号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づ
く高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における
選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和7年12月5日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知市選挙区	88,408人
室戸市・東洋町選挙区	3,956人
安芸市・芸西村選挙区	5,515人
南国市選挙区	12,784人
土佐市選挙区	7,168人
須崎市選挙区	5,402人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	6,955人
土佐清水市選挙区	3,429人
四万十市選挙区	8,939人
香南市選挙区	9,068人
香美市選挙区	6,969人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	2,749人
長岡郡・土佐郡選挙区	2,875人
吾川郡選挙区	7,347人
中土佐町・樺原町・津野町・四万十町選挙区	8,395人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,131人
黒潮町選挙区	2,862人

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年12月19日

高知県知事 濱田 省司

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

ボディスキナー 1基

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 購入物品の納入期限

令和8年10月9日

(4) 購入物品の納入場所

南国市久枝乙58番地

高知龍馬空港

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前

にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「令和6年度～令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和6年度から令和8年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和5年9月高知県告示第638号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県総合企画部交通運輸政策課

電話番号088-823-9341

(2) 入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

令和7年12月19日（金）から令和8年1月14日（水）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

令和7年12月19日午前9時から令和8年1月14日午後5時までの間に高知県総合企画部交通運輸政策課のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/080000/080801/>）で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月3日（火）午後1時30分

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和8年2月2日（月）午後4時までに(1)の入札説明書の交付場

所に必着すること。

イ 場所

高知市本町五丁目2番17号 本町ビル5階

4 その他

(1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和8年1月14日午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手續における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和7年12月25日（木）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札

の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

- (9) 関連情報入手するための照会窓口
3の(1)に同じ。
- (10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Body scanner 1 unit
- (2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Wednesday 14 January 2026
- (3) Date and time for tender (by hand): 1:30 P.M. on Tuesday 3 February 2026
- (4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive at the division noted in (5) by 4:00 P.M. on Monday 2 February 2026
- (5) Contact: Transport Policy Division, Department of General Planning, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan
Tel: 088-823-9341
- (6) Others: As in the tender documentation